

令和4年第3回臨時会

天栄村議会会議録

令和4年4月28日 開会

令和4年4月28日 閉会

天栄村議会

令和4年第3回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（4月28日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
招集者あいさつ	22
閉会の宣告	22

第 3 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第3回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年4月28日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 5 議案第2号 専決処分の報告及び承認について
日程第 6 議案第3号 工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君

参事兼 小 山 富美夫 君 産業課長 黒 澤 伸 一 君
住民福祉課 櫻 井 幸 治 君 教育課長 星 淳 君
建設課長

職務のため出席した者の職氏名

議事会長 北 畠 さつき 書記 小 針 陽 平
書記 森 歩

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和4年第3回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和4年第3回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和4年第3回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 揚 妻 一 男 君

7番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 会期の報告。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和4年第3回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日4月28日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より令和4年第3回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告及び承認など4議案についてご審議願うものでありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号 専決処分の報告及び承認についてであります。地方税法及び国民健康保険法等の改正に伴い、天栄村税条例等の一部改正する条例の制定及び天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第3号 工事請負契約の締結についてであります。天栄村役場庁舎冷暖房設備改修第2期工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてであります。長引く新型コロナウイルス感染症の影響や最近の物価上昇などの状況を踏まえ、村民の生活支援及び村商工業の活性化を図るための村民1人当たり1万円の生活支援商品券発行経費や、本年3月16日に発生した福島県沖地震に係る災害復旧事業費など、歳入歳出それぞれ1億7,707万円を追

加補正するものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） おはようございます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和4年4月28日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号。

天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

（天栄村税条例の一部改正）

第1条 天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の下に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

第4項 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

第6項 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に

特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項各号を次のように改める。

第1号 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金。

第2号 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第3号 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第4号 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第5号 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第6号 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第7号 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第8号 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第9号 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭。

第10号 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、「（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）」を削り、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改め、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号 特定配偶者の氏名。

第36条の4第1項中「同条第9項若しくは第10項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める。

第48条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第62項」に、「同条第42項」を「同条第62項」に改め、同条第16項中「第321条の8第51項」を「第321条の8第71項」に改める。

第51条第1項第5号を次のように改める。

第5号 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（収益事業を行う

ものを除く。)

第51条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

第6号 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（収益事業を行うものを除く。)

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産税課税台帳」の下に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の下に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、同項第2号を第1号とし、同項第3号を第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号イ」を「第3項第2号イ」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の下に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

第2項 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等

の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

第4項 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

第4項 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天栄村税条例等の一部を改正する条例（令和3年天栄村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち村税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の下に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の村民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第1条中村税条例第93条の2及び第94条第3項の改正規定、令和4年10月1日。

第2号 第1条中村税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2

項の規定、令和5年1月1日。

第3号 第1条中村税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（天栄村税条例等の一部を改正する条例（令和3年天栄村条例第20号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定、令和6年1月1日。

第4号 第1条中村税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の下に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日。

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（村民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の村税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

第2項 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

第3項 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分まで

の個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

第3項 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の村税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第1号説明資料をご覧ください。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が令和4年3月31日に公布、令和4年4月1日に施行されることに伴い、村税条例等について、条文構成及び条文の変更のほか、個人住民税については、「住宅借入金等特別控除の延長」「上場株式等の配当所得等に係る所得税課税方式との一致」「合計所得金額に係る規定の追加」等、固定資産税については、「土地に係る負担調整の追加」「登記所から市町村への通知拡大等措置」等、たばこ税については、「加熱式たばこに係る紙巻たばこへの換算方式の変更」等、所要の改正について、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

主だったものについてご説明申し上げます。

第1条による改正。

第18条の4につきましては、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正であります。

第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項につきましては、総合課税又は分離課税を確定申告書の記載によって行うこととする改正であります。

次のページをお願いいたします。

第34条の7につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しによる改正であります。

4 ページをお願いいたします。

第36条の2第1項につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備であります。

次のページをお願いいたします。

第36条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

第36条の3の3につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超えの扶養親族（退職手当等を有する者に限る）を有する者に提出義務の追加及び記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

第51条につきましては、村民税の減免が認められるものの拡大であります。

第94条につきましては、平成30年度から令和4年度までに5段階で加熱式たばこの課税方式の見直しが行われるものであります。

次のページをお願いいたします。

附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しであります。

附則第10条の3につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡大、拡充等に伴う改正であります。

15ページをお願いいたします。

第2条による改正。

第1条、第36条の3の3の改正規定につきましては、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備であります。

附則第2条第3項につきましては、村民税に関する経過措置についての規定の整備であります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和4年4月28日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第2号。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 この条例による改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料16ページ、議案第2号説明資料をご覧ください。

今回の改正は、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が令和4年2月18日に公布、令和4年4月1日に施行されることに伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の変更等、所要の改正について、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

第2条第2項につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に引き上げるものであります。

第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

なお、第4項の介護納付金課税額に係る課税限度額は17万円のまま据置きとなっております。

第23条におきましても、課税限度額の変更であります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年4月28日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、天栄村役場庁舎冷暖房設備改修第2期工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、9,570万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額870万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県郡山市備前館1丁目58番地。
氏名、福菱冷熱株式会社、代表取締役、矢部浩樹。

提案理由を申し上げます。

お手元にお配りしております議案説明資料、議案第3号説明資料によりご説明申し上げます。

18ページでございますが、令和4年4月20日付で福菱冷熱株式会社との間で仮契約を締結したものでございます。

次のページをお願いいたします。

4月19日に入札を行いました。その入札経過でございます。

次の20ページでございますが、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

次のページ、21ページでございますが、天栄村役場庁舎冷暖房設備改修第2期工事の1階部分の平面図でございます。22ページにつきましては、2階部分の平面図となっております。

平面図の記載でございますが、赤色の四角い部分がエアコンの天井付の室内機でございます。次に、赤色の長方形の中に赤丸の表示がされているもの、こちらが室外機となります。次に、緑色の線、こちらにつきましては、室内機と室外機を結ぶ配管となっております。次に、オレンジの色のものがございますが、こちらは電気配線を示しております。

現在、役場庁舎で使用している空調設備でございますが、暖房は庁舎建築の際に設置しましたボイラーを使用しております、40年ほど経過しております。また、冷暖房設備につきましては、平成9年に設置し今年で25年を経過するため、経年劣化が著しく不具合が生じていることから、昨年度の3階部分に続きまして、今年度において1階、2階部分を更新するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,707万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,607万円とする。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年4月28日提出、天栄村長、添田勝幸。

19ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正についてであります。

変更でございますが、緊急自然災害防止対策事業につきましては、福島県沖地震で被害を受けた大里地区と下松本地区の農業用ため池の被害拡大防止を図る事業を行うため、限度額を1億1,850万円から1億3,300万円に増額変更するものでございます。

なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましては変更はありません。

次のページをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3,600万円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額600万円。福島県沖地震におきまして、災害救助法の対象となる準半壊以上の住家被害を受けた世帯の住宅応急修理費用の支援として、被災住宅修理支援事業補助金の計上でございます。国費10分の10でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,957万1,000円。災害等廃棄物処理事業補助金であります。福島県沖地震に伴う被災家屋等の解体撤去事業等に係る補助としまして計上しております。こちらは、国費2分の1以内でございます。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額900万円。福島県沖地震におきまして、災害救助法による応急修理の対象外となる準半壊に至らない住家被害を受けた世帯の修理費用の支援としまして、福島県単独の被災住宅修理支援事業補助金の計上でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額9,199万9,000円。

23款村債、1項村債、4目農林水産業債、補正額1,450万円。村債につきましては、第2表、地方債補正でご説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額37万3,000円の増。過疎地域の指定に伴う過疎地域持続的発展計画の策定に係る審議会等の7節委員報酬で9万円。10節、計画書等の印刷費用などの経費で24万7,000円。18節、全国過疎地域連盟負担金で3万6,000円の計

上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5,708万5,000円。新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、その影響を受けている村民の生活支援と村内の経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1人当たり1万円の生活支援商品券を配付する3回目の新型コロナウイルス感染症対策生活支援商品券発行业務経費としまして、11節郵便料118万8,000円、12節商品券発行业務委託料189万7,000円、18節商品券発行业務補助金5,400万円を計上しております。

4項災害救助費、1目災害救助費、補正額5,186万6,000円。こちらも福島県沖地震による被災家屋等の家屋の修理及び解体撤去に係る費用としまして、10節で被災住宅修理費としまして600万円。14節被災家屋等解体撤去工事請負費としまして2,401万5,000円。18節被災家屋等解体撤去費用償還事業補助金としまして1,185万1,000円。被災住宅支援事業補助金1,000万円を計上しております。

4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額327万6,000円。福島県沖地震に伴い被災家屋から排出された災害廃棄物の運搬及び処分費用としまして、12節災害等廃棄物運搬業務委託料327万6,000円を計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額70万円。羽鳥湖畔オートキャンプ場のコテージの屋根が冬期間の積雪の荷重により破損したため、施設修繕費として計上しております。

5目農業施設費、補正額1,450万円。こちらも福島県沖地震で被害を受けました大里地区の深沢池と下松本地区の横内池、2か所の農業用ため池の被害拡大防止を図るため、自然災害防止対策事業債を活用しまして、12節委託料でそれぞれ250万円の計500万円。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費としまして、深沢池法面改修工事請負費950万円を計上しております。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額450万円。新型コロナウイルス感染症の長期化により依然として地域経済が低迷している状況にあることから、令和4年度も引き続きプレミアム商品券を発行し、個人消費の拡大と地域内商工業の支援と地域経済の活性化を図るため、18節プレミアム商品券発行业務補助金を計上しております。

3目観光費、補正額415万5,000円。新型コロナウイルス感染症の長期化により観光客数が低迷しており、観光業への影響は依然として大きいことから、観光業の経営継続と途切れない事業展開が図られるよう一層の支援を行うため、引き続き18節泊まってエールキャンペーン補助金を計上しております。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額500万円。こちらも福島県沖地震により被害を受けた農道、農業用水路等の復旧のため、14節災害

復旧工事請負費を計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額3,000万円。福島県沖地震により被害を受けた村道、のり面、側溝等の復旧のため、14節災害復旧工事請負費を計上しております。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、補正額485万円。こちらも福島県沖地震により天栄幼稚園、広戸小、大里小、湯本小、天栄中、湯本中の学校施設が被害を受けたため、特に被害が大きかった天栄中学校の体育館につきましては、12節委託料297万4,000円を計上しまして、復旧に係る工事費を積算することとしております。また、その他小学校、中学校、幼稚園、それぞれの学校施設につきましては、復旧費用としまして14節工事請負費187万6,000円を計上しております。

4項その他公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、補正額70万円。こちらも福島県沖地震により破損した役場庁舎の空調設備の吸い込み器具、こちらの改修を行うため、災害復旧工事請負費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額6万5,000円の増であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） まず、23ページ、これ被災住宅修理費があるんです。これ何戸ずつ見て計上しているのか。それが1点。

あと、この災害の関係で、一般財源から支払いはしているんですけども、災害というのは国庫補助がついていると思うんですけども、この見立てというのかな、それどういうふうに考えているのかなと思ひまして。その2点についてお願いします。

○議長（服部 晃君） 北島議員に申しますけれども、1つ1つお願いします。一遍にじゃなくて。

○1番（北島 正君） はい。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

被災住宅の修理費の件数でございますが、計上が準半壊で20件分でございます。

それから、18節の被災住宅支援事業補助金のほうの計上でございますが、こちらのほうは一部損壊が該当しまして100件分を見込んで計上しております。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうすると、村単独で被災家屋を点検はしているんですね。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

被災住宅の応急修理につきましては、準半壊以上の部分につきましては、国費10分の10でございまして。一部損壊につきましては、県独自の支援のために、県が90%、村が10%の負担となっております。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） では、その分については理解しました。

さっき言いました災害復旧費の関係、これの財源、これは先に見ていたんだか、今回これを計上されていないので、どうなのかなということと、あと災害査定が後からだから、村で単独で先に応急する措置をしてから、後で金をもらうのかなという、ちょっと素朴な質問なんですけれども、お願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

災害復旧費のほうでございまして、財源のほうですが、災害箇所が、前回よりも今回は少ない状況でございまして、被害箇所を設計会社と共に確認したところ、補助災害には厳しいということで、村単独の復旧で行うことで計上しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうすると、これ全て村単独でやるということですか。

あともう1か所、細かいのですが、23ページで深沢池と横内池が設計見ているんですね。今度工事費になると、深沢池は上がっているんだけど、横内池は上がっていないから、これどういう考えなのかなと。設計だけで、あと工事は翌年度にやってしまうという考え方なのか、ちょっとそこをお願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

深沢池につきましては、隣接する水田に影響が出ないように早急に復旧する必要があるため、設計と工事費を計上しております。また、横内池につきましては、池の堤防にガードレールがありまして、そちらの支柱の下が崩れているということであり、通行には支障がない状況でありますので、農業が一段落する秋頃に池の水が抜けた状態のときに調査設計を行っ

て原因を見いだしまして、その後に工事を計画したいなと考えているところでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 22ページの過疎地域持続的発展計画審議会委員報酬とありますが、この審議会、どういうメンバーで何名で構成されて、どのぐらいまでで答申か何かを出すのか、その計画をお尋ねします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

審議会のメンバーでございますが、各団体の代表の方を、今のところ11名ということで案として考えております。

スケジュールにつきましては、5月16日に第1回目の庁内の検討委員会を開催いたしまして、その後、審議会のほうを6月の当初1日のほうに今計画しております。各課のヒアリングを行いまして、6月中には策定のほうを完了いたしまして、その後、県との協議に入っていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 11名の審議会の委員ということですが、その各団体ということですが、その中には地域の住民の代表みたいなそういう方は入っていないんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

地域の住民の代表の方というご質問でございますが、計画書の中に各分野、産業部門とか教育部門とかそういった様々な計画を盛り込んでいきますので、そういった団体の長ということで考えております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和4年4月28日招集の令和4年第3回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和4年第3回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程4議案につきまして、原案どおり議決を賜り厚く御礼申し上げます。

議決いただいた補正予算の速やかな執行により、村民の生活安定と災害の早期復旧に努めてまいります。議員の皆様におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第3回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午前11時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月9日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 揚 妻 一 男

署 名 議 員 渡 部 勉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	4月28日	承認
2号	専決処分の報告及び承認について	4月28日	承認
3号	工事請負契約の締結について	4月28日	原案可決
4号	令和4年度天栄村一般会計補正予算について	4月28日	原案可決